

# 会計処理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県理学療法士会（以下「本会」という。）の収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

### (会計の原則)

第3条 本会の会計は、法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

### (会計区分)

第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は業務遂行上必要ある場合に設ける。

### (会計年度)

第5条 本会の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (会計責任者)

第6条 会計責任者は、経理財務部長とする。

## 第2章 勘定科目及び帳簿

### (勘定科目)

第7条 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

### (帳簿等)

第8条 会計帳簿は次のとおりとする。

#### (1) 主要簿

- ① 出入金伝票
- ② 総勘定元帳

#### (2) 補助簿

- ① 現金出納簿
  - ② その他必要な補助簿
- 2 主要簿及び補助簿の様式は別に定める。

(帳簿書類の保存)

第 9 条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 予算決算書類 10年
- (2) 会計帳簿 10年
- (3) 証拠書類 10年

- 2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、廃棄処分する場合は、会計責任者の承認を受けて行うものとする。

### 第 3 章 予算

(予算の目的)

第 10 条 予算は、明確な事業活動に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予備費の計上)

第 11 条 予測し難い支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができるものとする。

(予備費の使用)

第 12 条 予備費を使用する必要があるときは、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の流用)

第 13 条 予算の執行にあたり、会長が特に必要と認めたときは、科目相互間において流用することができる。

(予算の補正)

第 14 条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成し、理事会において承認を得なければならない。

### 第 4 章 出納

(金銭の範囲)

第 15 条 この規程において、金銭とは現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

- 3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第 16 条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

- 2 出納責任者は、会計責任者が任命する。
- 3 会計責任者は、出納責任者が行った出納処理に間違いがないか定期的に検査するものとする。

(預金及び公印管理)

第 17 条 預金の名義人は、会長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、公印管理規程に従う。
- 3 金融機関との取引を開始し又は廃止するときは、会長の承認を得なければならない。

(手許現金)

第 18 条 出納責任者は、日常の現金支払いに充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(残高照合)

第 19 条 出納責任者は、現金残高を定期的に出納簿の残高と照合しなければならない。

- 2 預貯金については、定期的に預貯金の残高の証明できる書類により、その残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 前二項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第 5 章 固定資産

(定義)

第 20 条 固定資産とは、耐用年数 1 年以上で、かつ取得価額が 10 万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第 21 条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入にかかるものは、その購入価格及びその付帯費用
- (2) 建設にかかるものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価格
- (4) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の管理)

第 22 条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は、会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び付保)

第 23 条 不動産登記を必要とする固定資産は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

## 第 6 章 雑則

(定めのない事項)

第 24 条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

(改廃)

第 25 条 この規程の改廃は理事会により協議し、承認をもって成立する。

(附則)

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 6 日から改正施行する。